

令和8年6月2日

関東運輸局

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について

法令違反の疑いがある旨の情報があったことをきっかけとして、下記の一般貨物自動車運送事業者に対し、監査を実施しました。その結果、点呼記録の不実記載ほか複数の違反が確認されたことなどから令和8年6月2日付けをもって、貨物自動車運送事業法に基づく「3日間の事業停止等」の行政処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 違反行為の概要

令和7年2月21日及び同年3月12日に処分対象事業者の本社営業所に対し監査を実施したところ、点呼記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）等、合計15件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました。（詳細は別紙参照）

2. 処分対象事業者

- 事業者名：株式会社 NTエンタープライズ
- 主たる事務所の位置：千葉県千葉市花見川区犢橋町1613-69-2-203
- 代表者名：松丸 和雄

3. 処分内容

- 処分年月日：令和8年6月2日
- 一般貨物自動車運送事業の全部停止処分及び輸送施設の使用停止処分

当該事業者の本社営業所（千葉県千葉市花見川区犢橋町1613-69）について、3日間の事業停止処分及び284日車（9両×28日、1両×32日）の車両停止処分。

《問い合わせ先》

関東運輸局自動車運送事業安全監理室 担当：平野、武富

TEL：045-211-7249（直通）

FAX：045-201-8804

配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和8年6月2日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社 NTエンタープライズ 代表者：松丸 和雄 千葉県千葉市花見川区犢橋町1613-69-2-203
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 千葉県千葉市花見川区犢橋町1613-69
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分3日間及び輸送施設の使用停止処分284日車
(5) 主な違反事項	点呼記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）
(6) 違反行為の概要	<p>法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年2月21日及び同年3月12日に監査を実施。15件の違反が認められた。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項） (2) 疾病のおそれのある乗務員等の運行業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項） (3) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条） (4) 点呼記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項） (5) 業務記録の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条） (6) 業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条） (7) 運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条） (8) 運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） (9) 高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項） (10) 初任運転者・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項） (11) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条） (12) 運行管理者に対する指導及び監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条） (13) 運行管理補助者の選任要件違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条） (14) 事業計画の変更届出義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条第3項） (15) 事業報告書及び事業実績報告書の提出義務違反（貨物自動車運送事業報告規則第2条）
(7) 違反点数付与状況	<p>当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 35点</p> <p>当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 35点</p>